

郡山市観光物産振興事業負担金交付要綱

平成22年12月28日制定

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成27年5月28日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和5年1月20日一部改正

令和5年4月1日一部改正

[産業観光部観光課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の観光物産の振興を図るため、本市が参画する団体に対する負担金（市が参加する研修会費等の負担金、国、地方自治体又は公益的法人で構成する団体への負担金及び市が出展する観光物産展等への負担金を除く。）の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者、交付対象事業、交付対象経費及び負担金の額)

第2条 負担金の交付対象者、交付対象事業、交付対象経費及び負担金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 負担金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、交付対象者の役員及び会員名簿とする。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金の交付目的外に負担金を使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(交付対象事業の内容の変更の手続)

第5条 負担金の交付の決定を受けた者は、事業の内容を変更しようとするときは、規則第9条第1項の規定により、申請するものとする。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 交付対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 負担金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により、市長に実績を報告するものとする。

(額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により交付対象者に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合及び確定額が交付決定と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

2 前項の場合において、市長は、確定した負担金の額が第6条の規定による概算払の額を下回る場合は、当該差額の返納を命じなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年12月28日から施行し、平成22年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象者	交付対象事業	交付対象経費	交付額
郡山湖南まつり 実行委員会	郡山湖南まつり開 催事業	事業運営費、会場設営費、広告宣伝 費、会議費その他の郡山湖南まつり の開催に要する経費	総事業費から事 業収入額を控除 した額を上限と し、予算の範囲 内で定める額
郡山うねめまつ り実行委員会	郡山うねめまつり 開催事業	事業運営費、会場設営費、広告宣伝 費、会議費その他の郡山うねめまつ りの開催に要する経費	
サマーフェスタ 実行委員会	サマーフェスタ開 催事業	事業運営費、会場設営費、広告宣伝 費、会議費その他のサマーフェスタ の開催に要する経費	
ウィンターフェ スタ実行委員会	ウィンターフェス タ開催事業	事業運営費、会場設営費、広告宣伝 費、会議費その他のウィンターフェ スタの開催に要する経費	
磐梯熱海温泉つ るりんこ祭実行 委員会	磐梯熱海温泉つる りんこ祭開催事業	事業運営費、会場設営費、広告宣伝費、 会議費その他の磐梯熱海温泉つるり んこ祭の開催に要する経費	
こおりやまビッ グ・ツリーペー ジェント実行委 員会	こおりやまビッグ ツリーページェン ト開催事業	事業運営費、会場設営費、広告宣伝 費、会議費その他のこおりやまビッ グ・ツリーページェントの開催に要 する経費	